

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

◎動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第七号）（抄）	1
◎動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）（抄）	1
◎情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）	2
◎動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）（抄）	2

◎動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第七号）（抄）  
（国庫補助）

第四条 法第三十五条第八項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の二分の一以内の額について行うものとする。

◎動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）（抄）  
（登録等）

第三十九条の五 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

一 第三十九条の二第一項又は第二項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者 当該マイクロチップを装着した日

二 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、この項の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けていないものを取得した犬猫等販売業者 当該犬又は猫を取得した日

255 （略）

6 登録を受けた者は、登録証明書が亡失し、又は登録証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録証明書の再交付を受けることができる。

759 （略）

（変更登録）

第三十九条の六 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに変更登録を受けなければならない。

一 登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者

二 犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの  
2 （略）

（手数料）

第三十九条の二十五 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関）に納めなければならない。

一 登録を受けようとする者

- 二 登録証明書の再交付を受けようとする者
  - 三 変更登録を受けようとする者
- 2 (略)

◎情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

256 (略)

◎動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第二条並びに附則第五条（第四項及び第五項を除く。）及び第十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日